

猟銃をお持ちの皆様へ

平成24年9月28日から運用されている『特定従事者』の技能講習に係る規定の適用除外の期間については、平成28年12月3日まででしたが、鳥獣被害防止特措法の一部改正により5年延長されて、平成33年12月3日までとなりました。



		特定鳥獣被害対策実施隊員	特定従事者
要件		① 申請日前1年以内に、申請に係る同種の猟銃を使用して鳥獣被害対策実施隊員として、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと	① 申請日前1年以内に、申請に係る同種の猟銃を使用して被害防止計画に基づき鳥獣保護法第9条第1項の許可を受け、又は同条第8項の従事者として対象鳥獣の捕獲等に1回以上参加したこと
		② 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと	② 申請日前3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にないこと
期間		銃刀法の技能講習に係る規定の適用が当分の間除外される。	銃刀法の技能講習に係る規定の適用が <u>平成33年12月3日まで</u> の間除外される。
必要書類	提出書類	① 市町村長が発行する対象鳥獣捕獲等参加証明書 ② 申請日から過去3年以内に銃刀法上の指示処分を受けたことがなくかつ受けるべき事由が現にないことを誓約する書面	
	提示書類	市町村が発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書や任命書	申請日において有効な鳥獣保護法第9条第7項に規定する許可証又は同条第8項に規定する従事者証 申請日において有効な許可証又は従事者証を提示できない場合は、市町村長が発行する「猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事しているものであることを証明する書面」を提出
注意事項等		① <u>対象鳥獣捕獲等参加証明書</u> には、捕獲等した対象鳥獣や、その際に使用した猟銃の種類が記載されます。この場合、 <u>申請に係る猟銃と同種の猟銃である必要があります</u> ので注意してください。 ② 技能講習制度は、猟銃を取り扱う際の基本の不履行や安易な取扱いによる事故を防止することを目的とした制度です。 <u>そのため、技能講習に係る規定の適用が除外される場合であっても技能講習は積極的に受講してください。</u>	